

各省庁現用文書推計調査結果概要（速報）

速報につき、後日修正の可能性あり

調査実施機関：株式会社ラティオインターナショナル
（内閣府より委託）

1. 調査の目的

本調査は、平成 16 年 6 月 28 日にまとめられた「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」という報告書の内容を受けて、現在どの程度の現用文書が各府省庁において管理・保存されているか等について調査・推計し、それに基づいて中間書庫を構築した際にどれだけの文書を中間書庫に移管すべきか等、今後の研究会での検討に資することを目的として実施した。

2. 調査内容

調査は各省庁の現用文書の保管、管理状況、およびその考え方に関しても把握するために全ての省庁に対してヒアリングと視察を行う方法により実施した。

また、デジタル化している近年の文書も踏まえて、デジタル保管に関する方法についての概要を検討するとともに、撮影の許可を受けた省庁についてはできるだけ多くの写真を撮影して、各省庁の実態について把握した。

3. 調査項目

各行政機関の保有する行政文書ファイル量の推計を行うために以下の 5 項目の調査を実施した。

No	調査項目	保存期間
	保存期間別の行政文書ファイル数	30年、10年、5年、3年、1年
	保存期間別行政文書ファイル数の内訳として、文書作成(取得)後の経過年数別ファイル数及びその占める割合(%)	
	保存場所別の行政文書ファイル数(分布割合:%)	
	調査の項目 ~ のそれぞれの項目における電子媒体の数量及び割合	
	紙媒体による公文書における1ファイルあたりの厚さの平均	

設問構成

NO	設問	調査区分
Q1	貴省庁における年間の行政文書の作成(取得)量とその内容(平成16年度実績)。媒体区分別については、原本ベースでお答えください。	実数調査
Q2	保存期間別の保存期間満了時期別ファイル数	実数調査
Q3	保存期限別行政文書の保存場所別ファイル数	実数調査
Q4	紙媒体における行政文書1ファイルあたりの平均サイズの厚さ	実数調査
Q5	電子文書作成に関連	
Q5-1	電子文書作成に用いている組織共用サーバーの台数・機能	実数調査
Q5-2	職員用端末(PC)の台数、機能等	端末の種類、ソフトの種類等
Q6	行政文書の管理方式	インタビュー調査
Q7	保存されている図面の種類と保存方法	インタビュー調査
Q8	歴史資料として重要な公文書の保存	インタビュー調査
Q9	電磁的記録資料の保存についての具体的な取り組み状況	インタビュー調査
Q10	「中間書庫」について	インタビュー調査
Q11	電子文書等管理の状況	インタビュー調査
Q12	霞が関 WAN 等ネットワークの利用状況	インタビュー調査
Q13	貴省庁のホームページの作成・管理の状況	インタビュー調査

4. 調査期間・方法

平成17年11月中旬～12月中旬にかけて以下の18省庁に調査票を配布し、回収時にインタビュー調査を併せて行う方法により実施した。

1	人 事 院
2	内 閣 官 房
3	内 閣 法 制 局
4	内 閣 府
5	公 正 取 引 委 員 会
6	警 察 庁

7	防	衛	庁		
8	金	融	庁		
9	総	務	省		
10	法	務	省		
11	財	務	省		
12	文	部	科	学	省
13	厚	生	劳	働	省
14	農	林	水	産	省
15	経	済	産	業	省
16	国	土	交	通	省
17	環	境			省
18	会	計	検	査	院

5. 調査結果の概要

調査対象とした 18 省庁の全てから回答を得、また全ての省庁にインタビューすることができた。

結果からすると、行政文書ファイル管理簿に基づく情報以外の情報については、各省庁の担当者も実態を正確に把握していない状態にあったため、文書の容量推計などは相当数の誤差があると思われるが、おおよそ次のような結果が明らかになった。

- ・対象 18 省庁が 1 年間に作成する文書ファイル数は約 16 万件余りであった。
- ・現用保存文書ファイル数は約 109 万件で、うち約 105 万件が紙媒体ファイル、約 4 万件が電子媒体ファイルであった。
- ・現用保存文書の 7 割弱は各課室の事務室に保存され、残りが部局書庫や省庁共用書庫、外部書庫等に保管されている。
- ・行政文書の管理方式は 6 割が分散保存で、4 割が分散保存と集中保存の併用となっている。
- ・保存スペースについては、全体の 5 割 9 省庁が「現状で不足」とみている。
- ・図面等の保存について実態を把握している省庁は非常に少ない上サイズ別のファイル数等を把握している省庁は皆無だった。ほとんどの図面は紙媒体であるが、通常文書に含まれてしまっていて実数等は把握されていない。
- ・歴史的資料として重要と思われる公文書について、特別な管理を行っている省庁は皆無であった。何が歴史的に重要かを判断すること自体が難しいとする省庁もあった。
- ・電磁的記録資料の保存については、音声録音テープや FD、CD-R、DVD-R、ビデオテープなどが一部の省庁で聞かれたが、実態は担当者でもほとんどわからない状況であった。
- ・中間書庫については、「文書を必要な時に支障なく利用できること」が最重要視されていることがわかった。特に、国会対応等で「24 時間 365 日必要なときに即座に出し入れを可能にすること」が必要、との意見が強い。
- ・文書の作成環境は、本省職員のほぼ 100% に端末が普及しており、電子的に作成されている。端末には Word、Excel、一太郎などの市販されている一般的なソフトがインストールされているが、各省庁とも統一はされておらず、実際の利用は個人の判断に任されている。
- ・中間書庫への移管文書量の推計では、
 - 保存期限 5 年以上の文書(ケース、最大値ケース)
 - 保存期限 10 年以上の文書(ケース、中位ケース)

保存期限 30 年以上の文書(ケース、最小値ケース)について試算した。

ケース 1 では保存期限 5 年以上の全ての文書を移管、ケース 2 では保存期限 30 年以上の全ての文書を移管することを想定した。その結果、次のような推計値となった。

ケース 1 : 紙媒体ファイル約 82.7 万件、電磁的記録媒体ファイル約 2.5 万件であり、紙媒体は A4 版用紙換算で約 4.2 億枚、厚さ換算で約 64.2km。

ケース 2 : 紙媒体ファイル約 52.0 万件、電磁的記録媒体ファイル約 1.1 万件であり、紙媒体は A4 版用紙換算で約 2.7 億枚、厚さ換算で約 40.4km。

ケース 3 : 紙媒体ファイル約 33.3 万件、電磁的記録媒体ファイル約 0.7 万件であり、紙媒体は A4 版用紙換算で約 1.7 億枚、厚さ換算で約 25.4km。

- ・上記の想定の下に、これらの文書を保存するために必要な所要建物延べ床面積を推計すると次のようになった。ただし、これらの推計には書棚の大きさやレイアウトなど様々な仮定をおいているため、かなりの誤差があるものと思われる。また、これらのスペースは文書収納だけの所要面積であり、実際にはユーティリティや管理システム設置のためのスペース、維持管理職員のためのスペース、部外の人(各省庁の職員)へのサービススペースなどが必要となる。

ケース 1 : 10,918 m²

ケース 2 : 6,873 m²

ケース 3 : 4,321 m²

- ・中間書庫の所要文書収納スペース推計値を既存の国立公文書館の収納スペースと比較すると、次のようになった。

ケース 1 : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.84 倍
(本館分 : 1.74 倍、分館分 : 1.64 倍)

ケース 2 : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.53 倍
(本館分 : 1.09 倍、分館分 : 1.03 倍)

ケース 3 : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.34 倍
(本館分 : 0.70 倍、分館分 : 0.66 倍)

また、現在の公文書館の占有率(排架済書架延長 ÷ 書架延長 × 100) 65.3% をそのまま確保することを前提とすると、次のようになる。

ケース 1 : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 1.29 倍
(本館分 : 2.66 倍、分館分 : 2.57 倍)

ケース 2 : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.81 倍
(本館分 : 1.67 倍、分館分 : 1.58 倍)

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.52 倍
(本館分 : 1.07 倍、分館分 : 1.01 倍)

- ・ 以上は 18 省庁合計の中間書庫への移管文書量の推計であるが、このうち保管スペースに「当面問題ない」と回答した 6 省庁を除いた 12 省庁合計の中間書庫への移管文書量を試算してみると、次のような推計値となった。

ケース : 紙媒体ファイル約 63.3 万件、紙媒体は A4 用紙換算で約 3.2 億枚、厚さ換算で約 49.1km、所要敷地面積 8,350 m²。

ケース : 紙媒体ファイル約 41.0 万件、紙媒体は A4 用紙換算で約 2.1 億枚、厚さ換算で約 31.8km、所要敷地面積 5,409 m²。

ケース : 紙媒体ファイル約 26.4 万件、紙媒体は A4 用紙換算で約 1.4 億枚、厚さ換算で約 20.1km、所要敷地面積 3,420 m²。

- ・ これを 18 省庁合計の場合と同様にして、国立公文書館の書架延長と比較してみると次のようになった。

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.65 倍
(本館分 : 1.33 倍、分館分 : 1.26 倍)

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.42 倍
(本館分 : 0.86 倍、分館分 : 0.81 倍)

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.27 倍
(本館分 : 0.55 倍、分館分 : 0.52 倍)

また、現在の公文書館の占有率 65.3% をそのまま確保することを前提とすると、次のようになる。

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.99 倍
(本館分 : 2.04 倍、分館分 : 1.93 倍)

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.64 倍
(本館分 : 1.32 倍、分館分 : 1.25 倍)

ケース : 国立公文書館本館分館合計書架延長の 0.41 倍
(本館分 : 0.85 倍、分館分 : 0.80 倍)